

## 宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第 14 項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

宮城県監査委員	佐々木	喜藏
宮城県監査委員	佐々木	功悦
宮城県監査委員	成田	由加里
宮城県監査委員	宮川	耕一

### 記

#### 1 監査委員の報告日

令和 7 年 3 月 27 日

#### 2 通知のあった日

令和 7 年 5 月 26 日

#### 3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

##### (1) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院

###### ア 監査委員の報告の内容

期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

###### イ 措置の内容

県では、令和 5 年度において多額の当期純損失を計上したことから、損失の発生要因について法人とともに分析を行なった。その結果、令和 5 年度においては、病床利用率が新型コロナウイルス感染症まん延以前の水準に回復しないことにより収益が減少している一方で、医師の働き方改革や多様な働き方への変化に伴う人件費の増のほか、エネルギー価格の高騰や委託費の増などが重なり、費用が増大したことが損失の発生の主要因であるとの共通認識を持つに至った。

また、経営改善に向けては、法人が行う県外からの患者受け入れに向けた働きかけや働き方改革と時間外縮減の両立といった取組の進捗状況を随時確認しており、実際に病床利用率の上昇などによる一定の収益増加が見られているところである。

県としては、まずは単年度黒字への転換に向けた具体的な取組を引き続き支援するとともに、令和 8 年度を始期とする中期目標・中期計画の策定作業を通じて、欠損金解消に向けた病院経営の在り方等について議論を深めることとしている。

##### (2) 団体名 一般社団法人東北地域医療支援機構

###### ア 監査委員の報告の内容

理事会において、重要な議決事項の審議等がないものが認められたので、改善を図る必要がある。

###### イ 措置の内容

本指摘事項については、関係法令に対する当該団体の認識不足により、社員総会の招集に当たって必要とされる理事会の決議が行われなかったものであるため、改めて状況を確認し、法令に即した手続を行うよう指導し、適正に手続が行われていることを確認した。

今回の指摘を踏まえ、今後とも、当該団体が関係法令を遵守し、適正に運営されるよう、指導・助言を行っていく。

##### (3) 団体名 仙台空港鉄道株式会社

ア 監査委員の報告の内容

期末において、債務超過が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。

イ 措置の内容

令和5年度末に県で策定した「仙台空港鉄道株式会社経営健全化方針」を踏まえ、鉄道会社に「運賃改定」及び「無償減資」の検討を進めるよう助言・指導を行ってきたところ、令和6年度において「無償減資」が実施された。このことにより、税負担等の経費削減が図られ、今後の当期純利益の増加が見込まれるが、県としては、引き続き鉄道会社の収支状況を注視していく。

また、令和6年度の仙台空港アクセス鉄道の利用者は過去最高を記録し、令和4年度から3期連続で単年度収支が黒字となる見込みである。県としては、単年度黒字の継続による債務超過の解消の取組のほか、広告収入の拡大、運輸外収入の増収など、鉄道会社の自助努力等による取組に対し、指導・助言を行っていく。

「運賃改定」については、鉄道事業法による運賃改定ルールにより3年間トータルで赤字が見込まれる場合に、その赤字分を埋めるだけの運賃改定ができることとなっているところであるが、現状では単年度黒字が継続しているため、鉄道会社とも情報共有を密にしながら、料金改定の時期等について検討を継続していく。